（紛争解決委員の利害関係等）

第二百十六条の十二　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項第一号に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

２　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第三号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一　（略）

二　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

３　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第五号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四　（略）

（共済事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者に対する説明）

第二百十六条の十三　指定共済事業等紛争解決機関は、法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第八項の規定による説明をするに当たり共済事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

２　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第八項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出される資料に含まれ、又は法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第九項の手続実施記録（以下「手続実施記録」という。）に記載されている共済事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二～四　（略）

（手続実施記録の保存及び作成）

第二百十六条の十四　（略）

２　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第九項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　紛争解決手続において特別調停案（法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三　（略）

（紛争解決委員の利害関係等）

第二百十六条の十二　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項第一号に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

２　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第三号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一　（略）

二　財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三　財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

３　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第五号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～四　（略）

（共済事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者に対する説明）

第二百十六条の十三　指定共済事業等紛争解決機関は、法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第八項の規定による説明をするに当たり共済事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

２　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第八項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出される資料に含まれ、又は法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第九項の手続実施記録（以下「手続実施記録」という。）に記載されている共済事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二～四　（略）

（手続実施記録の保存及び作成）

第二百十六条の十四　（略）

２　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第九項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　紛争解決手続において特別調停案（法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三　（略）